高低圧用検電器　ＫＥＷ５７０２

取扱安全上のご注意
取扱説明書

このたび、高低圧用検電器をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。
安全にご使用していただくためにもこの取扱説明書をよくお読みいただき、正しくご使用ください。
また、お読みなった後はいつでもご覧になれる場所に保管してください。

取扱安全上のご注意

この取扱説明書の表示では安全にお使いいただくために絵表示付きの警告見出しを使っています。
これらの見出しの付いた注意書きには、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防ぐための大事な注意が載っています。
警告見出しの付いた注意書きは次のことを意味しています。
内容をよく理解してから本文をお読みください。

区分	絵表示	意味
警告	⚠	この「警告」事項を無視して誤った取り扱いをすると、人が死亡したり重傷を負ったりすることがあります。
注意	⚠	この「注意」事項を無視して誤った取り扱いをすると、機能の低下を招き、正しく動作しなくなることがあります。また、状況によっては重大な結果に結びつく可能性がありますので、必ず守ってください。
禁止	⃠	絶対に行ってはならない「禁止」事項です。
強制	❗	必ず実行していただく「強制」事項です。

⚠ 警告

1 本検電器にヒビ・割れ・カケがあるときは絶対に使用しないでください。
2 高圧検電の際は、安全のために必ず保護具（高圧絶縁ゴム手袋、ゴム長靴）を着用してください。
3 低圧検電の際は、充電部に触れる恐れのある場合や湿気等のあるところで危険が予想される場合、低圧絶縁ゴム手袋を着用してください。
4 使用前には必ず検電器チェッカ注1（市販品）や実電圧などで動作を確認してください。
5 検電時は握り部以外、絶対に握らないでください。握り部限界表示（赤色）をはみ出して握った場合、感電の危険があります。
6 検電時は握り部をしっかりと握ってご使用ください。握り部の端をつまんだ状態で検電すると動作開始電圧が変わり、正しい検電ができません。
7 間接活線工法の絶縁棒の先端に取り付けるなど、握り部を握らない状態では使用しないでください。動作開始電圧が変わり、正しい検電ができません。
8 他の電圧の影響を受けるような場所では使用しないでください。動作開始電圧が変わり、正しい検電ができません。
9 検知子を誤った当て方で使用しないでください。動作開始電圧が変わり、正しい検電ができません。
10 本検電器は高低圧用ですので AC7,000V を超える特別高圧電路には使用しないでください。
11 本検電器は防滴構造になっていますが、激しい雨の中での使用や水の中には入れないでください。
12 検知子（導電性ゴム）に油など絶縁物を付着させないでください。
13 分解・改造は行わないでください。分解・改造により生じる一切の事故には責任を負いかねますのでご了承ください。
14 この取扱説明書に記載されている以外の使い方はしないでください。

⚠ 注意

1 使用温湿度範囲は－10℃～＋40℃、85％以下ですので、それ以外の温湿度では使用しないでください。
2 電池取替後はパッキンの締め付けをしっかり行ってご使用ください。
3 発音口から雨水などが入らないようにしてください。
4 本検電器の表面や内面が結露や雨等による水滴・水膜に覆われているような状態のときは使用しないでください。
5 本検電器の表面が汚れている場合、きれいに清掃してからご使用ください。
6 シンナー・ベンジンなどの有機溶剤で清掃しないでください。
7 車の中の直射日光が当たる場所など高温になるところに放置しないでください。
8 強い衝撃や振動を与えないでください。
9 消耗した電池は取り替えてください。液漏れなどによる故障の原因となります。
10 日本国内でのみ使用し、国外へ持ち出さないでください。

注1：「検電器チェッカ」のお問い合わせは、巻末の弊社営業所へお問い合わせください。

検電器の説明

本検電器は電線路、電気機器などの検電を行うもので、検電対象物の電圧により低圧、高圧を自動切替で行う検電器です。

使用電圧はAC80～7,000Vで、電圧検出結果を断続的な発音発光（低圧）、連続的な発音発光（高圧）とで表示するようになっています。

検電器の仕様

形名	KEW5702
使用電圧範囲	AC80～7,000V
使用周波数	50Hz，60Hz
動作開始電圧（対地電圧）	低圧（断続音光） AC80V 高圧（連続音光） AC600V（*被覆上AC3,000V） ※印は屋外用架橋ポリエチレン電線（芯線直径5mm）の被覆上から検電したときの値です。芯線直径（断面積）が大きくなると動作開始電圧が低くなります。
高圧不動作距離	対地電圧AC4,000Vの電線に対して5cm以下
動作表示	発音：50dB以上（発音口から1mの位置） 発光：8,000lxの明るさの中で確認可能
絶縁耐力	AC20kV 1分間（検知子～握り部間）
漏洩電流	絶縁耐力試験時に0.1mA以下
構造	IPX1（防滴I形） 水滴によって有害な影響がない
使用電池	アルカリボタン電池LR44相当品（1.5V）×2個 電池寿命は、連続動作状態で約3時間、放置状態で約2年
使用温湿度範囲	－10℃～＋40℃、85％以下
質量	約50g（電池含む）

（注）1 動作開始電圧の値は、検知子を検電対象物に接触させて動作開始する電圧がこの値以下であることを示します。
2 高圧不動作距離は検知子を充電部に接近させたとき、充電部からこの値より離れていれば連続音光を発しないことを意味します。

外形寸法図 [mm]

検電器の使用方法

1　検電前の確認

⚠ (1) 外観･構造に異常のないこと（ヒビ・割れ・カケがないこと）を確認してください。
検知子はキズなどが付きますとちぎれやすくなりますのでご注意ください。
また、検知子にキズなどが付いた場合、検知子のみの販売も致しておりますのでご用命ください。

⚠ (2) 本検電器の表面が汚れている場合はきれいな乾いた布で汚れを拭き取ってからご使用ください。

(3) テストボタンを押し、発音発光の動作が断続（低圧）から連続（高圧）で動作することを確認してください。

❗ このとき、動作しない場合や発音発光が弱い場合は電池を 2 個とも新品に取り替えてください。

⚠ (4) 検電器チェッカ注2（市販品）や実電圧などで動作を確認してください。

⃠ 発音発光しないときは故障している可能性がありますので使用しないでください。

2　検電方法

⚠ (1) 高圧検電の際
安全のため保護具（高圧絶縁ゴム手袋、ゴム長靴）を着用してください。
低圧検電の際
充電部に触れる恐れのある場合や湿気等のあるところで危険が予想される場合、低圧絶縁ゴム手袋を着用してください。

⚠ (2) 握り部限界表示（赤色）からはみ出ないよう握り部中心付近をしっかり握り、先端の検知子を検電する部分に確実に接触させてください。

注 2：「検電器チェッカ」のお問い合わせは、巻末の弊社営業所へお問い合わせください。

⚠ (3) 絶縁電線の被覆の上から検電するときは、図 A のようにしてご使用ください。図 B の当て方では動作開始電圧が高くなり、正しい検電ができませんのでご注意ください。

図 A　正しい当て方　　図 B　誤った当て方

(4) 検電した部分が充電されている場合は発音発光の動作を行います。

3　検電時の注意事項

⚠ (1) 高低圧用ですので特別高圧電路には使用しないでください。

⚠ (2) 激しい雨の中での使用や水の中には入れないでください。

⚠ (3) 検電時には握り部以外は絶対に握らないでください。

⚠ (4) 動作開始電圧は、他の電圧の影響を受ける場所や検電器の握り方、当て方などで変わることがあります。

⚠ (5) 握り部の端をつまんだ状態で検電すると動作開始電圧が変わり、正しい検電ができません。

⚠ (6) 間接活線工法の絶縁棒の先端に取り付けるなど、握り部を握らない状態では動作開始電圧が変わり、正しい検電ができません。

(7) 直流では動作しません。(ただし、瞬間動作することがあります。)

(8) 低圧非接地回路では動作しない場合があります。

(9) 接地されていない金属管や金属ケースなどの検電では誘導電圧により動作することがあります。

(10) 人体および検電器が誘導電圧を受けているときに、検知子をアースに当てると動作することがあります。

(11) 3kV 高圧線にも使用できますが、高圧絶縁電線の被覆の上から使用した場合、電線の種類及び断面積によっては低圧動作となることがあります。

(12) 高圧地中線などの検電端子で使用した場合、検電端子の出力電圧によっては低圧動作となることがあります。

(13) 活線と停止線が交差または併架などにより接近し、活線からの誘導により停止線に電圧が発生しているときには動作することがあります。

4　電池の取替方法（具体的な取替方法は次ページの詳細図を参照してください）

(1) 握り部を反時計方向に回して外してください。

(2) 電池をドライバーの先端などで押し出してください。

(3) 新品の電池を極性（電池取替部に表示）を間違えないように取り付けてください。

⚠ (4) 握り部を時計方向に回し、雨水などが入らないようパッキンの締め付けをしっかり行ってください。

(5) 電池が正しく取り付けられていることを確認するため、テストボタンを押し、発音発光の動作が断続（低圧）から連続（高圧）で動作することを確認してください。

電池の取替方法の詳細図

5 検知子の取替方法

(1) 下図のように破損した検知子を反時計方向に回して外してください。

(2) 新しい検知子を時計方向に回し、軽く止まる位置まで回してください。
検知子は下図のように様々な向きに止まります。

(3) さらに検知子を時計方向に回し、平らな面が下図のようになるよう締め付けてください。

6 保守・維持・管理

⚠ (1) 直射日光の当たらない乾燥したところに保管してください。
⚠ (2) 強い衝撃や振動を与えないでください。
⚠ (3) 検知子（導電性ゴム）に油など絶縁物を付着させないでください。
❗ (4) 安全の為、定期的に点検を実施してください。
⚠ (5) 長期間保管する場合は電池を取り外してください。
❗ (6) 廃棄する場合は産業廃棄物として処分してください。

(注) 本検電器の仕様は改良のため、予告なく変更することがあります。

関連規則	労働安全衛生規則 第339条	(停電作業を行なう場合の措置)
	労働安全衛生規則 第342条	(高圧活線近接作業)
	労働安全衛生規則 第352条	(電気機械器具等の使用前点検等)
	産業安全研究所技術指針 RIIS-TR-85-2	(点検)

保　証　規　定

保証期間中に生じました故障は，以下の場合を除き無償で修理いたします。

1．取扱説明書によらない不適切な取り扱い、使用方法、保管方法が原因で生じた故障。
2．お買い上げ後の持ち運びや輸送の間に、落下させるなど異常な衝撃が加わって生じた故障。
3．弊社のサービス担当者以外の改造、修理、オーバーホールが原因で生じた故障。
4．火災、地震、水害、公害およびその他の天変地異が原因で生じた故障。
5．傷など外観上の変化。
6．その他弊社の責任とみなされない故障。
7．電池など消耗品の交換、補充。

◎ご注意
弊社で故障状態の確認をさせていただき，上記に該当する場合は有償とさせていただきます。

保 証 書

KEW 5702
保証期間　ご購入日（　　　年　　　月　　　日）より1ヶ年

共立製品をお買い上げいただきありがとうございます。保証期間内に通常のお取り扱いで万一故障が生じた場合は，上記の保証規定により無償で修理いたします。
本書を添付の上、ご依頼ください。

お名前

ご住所 〒

お電話番号（　　　　）－（　　　　）－（　　　　）

◎保証規定をよくお読みください。
◎本保証書は日本国内でのみ有効です。
◎本保証書の再発行はいたしかねますので，大切に保管してください。

販売店名

共立電気計器株式会社

本社 東京営業所 〒152-0031 東京都目黒区中根2-5-20 ☎03(3723)7021 FAX.03(3723)0139
大阪営業所 〒564-0062 吹田市垂水町3-16-3 江坂三昌ビル6F ☎06(6337)8648 FAX.06(6337)8590
名古屋営業所 〒461-0004 名古屋市東区葵1-12-1 オフィス布池3F ☎052(939)2861 FAX.052(939)2862
仙台営業所 〒983-0841 仙台市宮城野区原町1-3-21-308号 ☎022(297)9671 FAX.022(298)8009
サービスセンター 〒797-0045 愛媛県西予市宇和町坂戸480 ☎0894(62)1172 FAX.0894(62)5531
工場 愛媛

http://www.kew-ltd.co.jp

01-10　　92-2026